

平成 18 年 4 月 19 日

各 位

キューサイ株式会社
福岡市中央区草香江一丁目7番16号
代表取締役社長 長谷川 常雄
(コード番号:2596 東証第二部・福証)
問い合わせ 取締役管理本部長 原田 晋吾
TEL 092 - 724 - 0179

取締役に対するストックオプション報酬の額および内容決定に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 19 日開催の取締役会において、取締役のストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬の額およびその内容についての議案を平成 18 年 5 月 26 日開催予定の当社第 41 期定時株主総会(文中以下「本株主総会」という)に提案する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件新株予約権の具体的な発行および割り当て等については、本株主総会において、承認可決された後、当社取締役会の決議により決定いたします。

記

議案の理由

会社法施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続においては特別決議によるご承認となっておりますが、会社法施行後は、ストックオプションとして発行される新株予約権が、取締役の報酬等に該当すると位置づけられることとなりました。そこで、取締役の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを狙いとして、報酬としてストックオプションを発行することに伴い、従来ご承認いただいております取締役の報酬等の変更について、ご承認をお願いするものであります。

議案の内容

1. 報酬等の額

現在の取締役の報酬額は、平成 9 年 5 月 28 日開催の第 32 期定時株主総会において、月額 2000 万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分を含まない)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、このご承認いただいた取締役の報酬枠とは別枠として、会社法第 361 条第 1 項第 3 号に規定される報酬等のうち金銭でないものである下記 2 に記載の新株予約権に関する報酬等の額として、本株主総会開催日の翌日以降 1 年間に於いて年額 5000 万円以内の報酬額の増額をお願いするものであります。

また、上記報酬額の変更と併せて、会社法第 361 条第 1 項第 3 号に規定する報酬等のうち金銭でないものとして、下記 2 に記載の内容のとおり、新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は 8 名ですが、本総会の終結のときをもって 1 名退任しますので、本株主総会終結時には取締役は 7 名になります。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものといたします。

2. 報酬として割り当てる新株予約権の内容

ストックオプションとして取締役に対して本株主総会開催日の翌日以降 1 年間に発行する新株予約権の内容は

次のものとします。

(1) 本株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限

本株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権は1,050個を上限とする。

なお、普通株式105,000株を本株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権を行使することによる交付を受けることができる株式数の上限とし、下記(2)により以下に定義する対象株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の対象株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個につき目的である株式(以下「対象株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の日の翌日から2年を経過した日より2年の範囲内で取締役会で定めるところによる。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるもの

とし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても当社、当社子会社、有限会社キューサイファーム島根、有限会社キューサイファーム広島または株式会社キューサイファーム千歳の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。

新株予約権者がその在籍する当社、当社子会社、有限会社キューサイファーム島根、有限会社キューサイファーム広島または株式会社キューサイファーム千歳の就業規則に定める懲戒の事由に該当したときには、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得事由

当社は、当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、または新設分割計画が当社株主総会または当社取締役会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権証券

新株予約権証券は発行しない。

(9) その他、本件新株予約権の内容、募集事項、および細目については当社取締役会の決議によりこれを定める。

以上